

平成29年度 小口修繕業務に係る登録業者の募集について（公告）

一般財団法人大阪府タウン管理財団千里事業本部（以下「千里本部」）が発注する小口修繕業務について、迅速な対応を行うため、あらかじめ登録を希望する修繕業者（以下「小口修繕業者」）を募集するものです。

なお、この登録により、小口修繕業務の発注を確約するものではありません。

★小口修繕業務とは

財団所有施設等で、日常的に発生する建物・屋外・施設内の設備機器等の修繕や、台風、地震等災害に対応するための修繕工事等で、見積金額55万円以下（消費税額を含む）の修繕に係る業務をいいます。

1. 千里本部所管施設等及び業務内容

(1) 千里本部所管施設等は、以下のとおりです。

- ・北センタービル
- ・桃山台駅前専門店、住宅
- ・各近隣センター
- ・大阪北摂霊園
- ・その他財団所有施設等で千里本部が所管しているもの

(2) 業務内容

上記(1)の対象施設に係る小口修繕業務とします。

2. 募集する対象業種

建築・土木、電気設備、機械設備、造園

3. 登録資格

小口修繕業者は、以下の要件に該当する必要があります。

- (1) 千里ニュータウン内に立地する施設に係る登録申請者は、吹田市、豊中市域に事務所が所在すること。
- (2) 大阪北摂霊園の施設に係る登録申請者は、上記(1)の他、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町に事務所が所在すること。
- (3) 上記(1)(2)の規定にかかわらず千里本部の修繕工事等に係る実績（過去3年間）を有すること。
- (4) 大阪府建設工事等入札参加資格者名簿並びに物品・委託役務入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 工事实績は申請業種について3年以上の実績（修繕業務を含む）があること。
- (6) 登録申請時点で、大阪府から入札参加停止措置及び入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 修繕等に係わる工事責任者を1名設置すること。
- (8) 計画的かつ迅速に対応するため常時雇用技能者を2名以上有すること。
- (9) 小口修繕業者として指示された期間内に修繕工事等を完成する等、責任を持って履行できること。

4. 登録申請について

登録申請は、以下のとおりとなっていますので、郵送により申請してください。

- (1) 書類交付：平成29年2月8日（水）から平成29年2月24日（金）まで（別紙「様式1」～「様式4」）
- (2) 申請期間：平成29年2月8日（水）から平成29年2月24日（金）まで
- (3) 申請先：一般財団法人大阪府タウン管理財団 千里事業本部 管理部 総務課

〒565-0874 吹田市古江台四丁目119（千里北センタービル3階） TEL 06-6871-3377

5. 小口修繕業者の登録の決定について

小口修繕業者の登録については、千里本部内の審査を経て、平成29年3月下旬頃に決定通知します。

登録の有効期間は、原則、登録決定の通知日から平成31年3月31日までとします。

※ 一般財団法人大阪府タウン管理財団の統合時期により、有効期間は短縮される場合があります。

6. 小口修繕業務の発注方法及び完了について

小口修繕業者として登録された業者の中から、業務内容に応じて千里本部が指名し、以下のとおり発注及び完了するものとします。

ただし、指名時に大阪府から入札参加停止措置及び入札参加除外措置を受けている業者は指名対象としません。

- (1) 小口修繕業務の発注は、修繕工事等発注書により行います。
- (2) 指名された小口修繕業者は、速やかに現地確認を行い見積書の提出を行ってください。
ただし、特に緊急を要する小口修繕業務については、上記(1)の規定にかかわらず、電話その他の方法により発注することができるものとします。この場合においては、事後速やかに発注書を交付するものとします。
- (3) 担当職員による完了検査並びに、工事写真、請求書等の関係書類の提出検査をもって工事完了とします。
- (4) 小口修繕業務の完了後のかし担保期間は1年間とします。